

平成 2 2 年 度

議 会 事 務 局
定 期 監 査 報 告 書

笛吹市監査委員

1 監査の対象

議会事務局に係る財務に関する事務の執行状態並びに事業の管理状態について監査を実施。

2 監査基準日・監査の範囲

平成23年2月28日現在の財務及び事務に関すること

3 監査の実施日

平成23年3月23日 午後2時30分から

4 監査の方法

監査の対象となった一般会計の下記項目について、議会事務局から提出された資料に基づき説明聴取を行うとともに、関係帳簿、証憑書類の突合及び計算突合等により関係諸記録を相互に付き合わせ、その記録又は計算の成否を確かめた。

- 1 「平成21年度定期監査指摘要望事項についての取組み状況について」
- 2 「職員の事務分掌表」
- 3 「主要事務事業の概要」
- 4 「懸案事項及び業務に関する問題点」
- 5 「委託契約（一般委託）（予定）調書」
- 6 「負担金補助及び交付金支出（予定）状況調書」
- 7 「歳出状況調書」

5 監査の着眼点

監査にあたり次の点に着眼し監査を行った。

- ・ 事務事業が法、条例規則等に則り適正に行われているか。
- ・ 住民サービス向上の観点から、現行の事務事業が適正なものか否か。
- ・ 予算の執行が適切に行われているか。
- ・ 契約事務の手続は適切か。

6 監査の結果

(1) 予算・財務に関する事務

平成23年2月28日現在における議会事務局から提出された一般会計歳出状況調書の金額は、監査の結果関係帳簿等の記載金額と一致し適正に執行されていた。

(2) 事務・事業の執行状況

議会事務局に係る主な事務事業の執行については、良好であると認められる。
なお、監査において気がついた点を後述するので、今後適切な措置を講じられたい。

7 指摘・要望事項

| | | |
|-------|----------|-------|
| 議会事務局 | 事務 事業 | 今回は無し |
|-------|----------|-------|

8 前年度定期監査指摘要望事項に対する対応措置について

平成21年度定期監査において指摘された事項については、以下のとおりその対応措置が示された。

《指摘要望事項①》

各委員会の研修については、今後とも適切な支出に努めること。

《対応措置の内容》

各委員会の研修費につきましては、笛吹市職員等の旅費に関する条例に則り、適切な支出を行っています。